

安平町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年11月変更版)

※変更部分抜粋



安 平 町

はじめに

本町は、平成 23 年に「安平町次世代育成支援対策行動計画〈後期計画〉」を策定し、子育て中の家庭はもとより、地域と行政が一体となって、町内にある全ての資源や環境特性を最大限に生かしながら、総合的に計画を推進し、より子育てしやすいまちを目指して施策を展開してきました。

一方で、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行され、前計画である「安平町次世代育成支援対策行動計画〈後期計画〉」の実施状況を踏襲した「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年度から令和元（平成 31）年度の 5 年間で実施してきました。この度、令和 2 年度から令和 6 年度を期間とした第 2 期計画を策定しました。

第 1 期安平町子ども・子育て支援事業計画は、安平町次世代育成支援対策行動計画計画の基本理念である「ぬくもりにあふれるまちで 育み合い

子どもの笑顔をみんなで支援」

～若者が働き、結婚し、子どもを生み育てながら安心して暮らせるまちづくり～

を継承し、子育てしやすい環境づくりはもちろんのこと、産業振興や人口増加対策など地域活性化の施策とも連携し、若者がこの町に住み、家庭を持ち、子どもを生み育てることに夢が持てるまちづくりを目指し、子どもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を盛り込む中で実施してきました。

この間当町では、日本ユニセフ協会との協働による「日本型子どもにやさしいまちモデル検証作業」の委嘱団体に全国の自治体の中から選ばれた 5 団体の内のひとつとして実施してきました。この「子どもにやさしいまちづくり」の理念は、『子どもの人権擁護』と『子どもの社会参画』が大きな柱となっています。

これらの経緯を踏まえ、第 2 期計画では新たな基本理念として

「子どもにやさしいまちづくり」

とし、これまでの基本理念から一段階発展させる形で施策展開して参ります。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「安平町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆さま、町民の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

安平町長 及川 秀一郎

目次

第1章 計画策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画策定体制	
第2章 子どもを取り巻く環境	10
1 人口の推移と将来推計	
(1) 総人口	
(2) 年齢別人口比率	
(3) 出生数の推移	
2 生産年齢人口・就業者人口の推移	
3 子育て支援サービスの現状	
(1) 認定こども園等利用者数	
(2) 子育て支援センターの状況	
(3) 放課後児童クラブ利用者数	
4 母子保健事業の状況	
(1) 思春期保健対策、性教育	
(2) 妊娠・出産への情報提供・相談、父親の育児参加	
(3) 不妊対策	
(4) 新生児訪問、乳幼児健診、発育・発達支援	
(5) 歯科衛生	
(6) 予防接種	
(7) 育児相談、生活のリズムづくり、食育、乳幼児の事故対策	
(8) 未熟児養育医療	
(9) エキノコックス症対策	
(10) 小児救急医療支援事業	
(11) 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置	
6 次世代育成支援対策行動計画の取り組みと評価	
第3章 計画策定の考え方	20
1 基本理念	
2 支援項目	

- (1)子どもの育ち
- (2)親と子の育ち
- (3)地域ぐるみで子育て支援
- (4)仕事と生活の調和
- (5)全ての子育て家庭への支援

3 施策体系

第4章 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 …… 24

- 1 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (1)利用者支援事業
 - (2)時間外保育事業（延長保育事業）
 - (3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - (4)乳児家庭全戸訪問事業
 - (5)養育支援訪問事業
 - (6)地域子育て支援拠点事業
 - (7)子育て短期支援事業（ショートステイ）
 - (8)幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）
 - (9)一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
 - (10)病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
 - (11)子育て援助活動支援事業（就学後）
 - (12)妊婦に対する健康診査
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保等の内容
 - (1)認定こども園の普及・発展に係る基本的考え方
 - (2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性
 - (3)地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携
 - (4)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携
 - (5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容
- 5 安平町ならではの「遊び」を中心とした「子どもにやさしいまちづくり」の推進に関する体制の確保の内容
 - (1)遊びの普及・発展に係る基本的考え方
 - (2)子どもにやさしいまちづくりの理念の普及に係る基本的な考え方

第5章 施策の展開 37

1 子どもの育ち

基本目標1：子どもの健やかな成長のための支援

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 学校教育環境
- (3) 生きる力を育む教育
- (4) 健やかな体を育む教育
- (5) 信頼される園・学校づくり
- (6) 世代間交流
- (7) ふるさと教育・学社融合

基本目標2：青少年の健全育成

- (1) 子どもの権利保障の推進
- (2) 非行・犯罪被害防止活動
- (3) 子どもの居場所づくり
- (4) 思春期保健対策等

2 親と子の育ち

基本目標1：母親と子どもの健康

- (1) 安全・安心な妊娠出産支援
- (2) 乳幼児と母親の健康の確保
- (3) 食育・地産地消の推進

基本目標2：親育の支援

- (1) 家庭における教育力の向上
- (2) 育児不安軽減のための支援

3 地域ぐるみで子育て支援

基本目標1：生活環境の整備

- (1) 居住環境・公園整備
- (2) 交通・道路環境整備
- (3) 定住促進・結婚支援

基本目標2：地域における支援

- (1) 保育サービス
- (2) 子育て支援サービス
- (3) 子育て支援ネットワーク・ボランティア
- (4) 子育て家庭への経済的支援

4 仕事と生活の調和

基本目標1：ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 家庭や職場の意識改革

- (2)雇用環境の整備
- 5 全ての子育て家庭への支援
 - 基本目標 1：要保護児童等への取組み
 - (1)児童虐待防止対策
 - (2)しょうがい児対策
 - (3)ひとり親家庭支援

第6章 計画の推進に向けて 67

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理

資料 69

- 1 計画策定の組織
 - (1)安平町子ども・子育て会議
 - (2)安平町子ども・子育て会議子育て支援部会
 - (3)安平町子ども・子育て会議青少年部会

本文中、「○○○○○○○○※」と記載してある箇所は73ページ以降の用語集に詳しい説明を記載していますのでご参照ください。

- 2 計画策定に係るニーズ調査
- 3 用語集
- 4 次世代育成支援対策行動計画の取り組みと評価

第4章 幼児期の学校教育・保育、 地域子ども子育て支援事業

1. 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けています。「教育・保育提供区域」について、子ども・子育て支援法において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義されています。

安平町はこれまで、子ども・子育て支援に関する事業について、合併前の旧町を基本的な単位として、保育園の入園可能な区域を設定したり、児童館や放課後児童クラブ、子育て支援センターなどを各1か所ずつ開設するなど、均衡ある事業展開を図ってきました。

こうした背景を踏まえ、本計画における教育・保育提供区域については引続き、合併前の旧早来町の区域を早来地区、旧追分町の区域を追分地区とするもの、安平町全域を1つの区域とするものを、必要に応じて事業ごとに設定することとします。

2. 幼児期の学校教育・保育の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期

本計画では、安平町に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間として定める各年度ごとの幼児期の学校教育・保育の必要人数を見込むこととされています。また、「子育て安心プランや新・放課後子ども総合プラン」においてその見込みに対応する各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があります。すなわち、「必要想定人数」・「確保の内容」は、施設の利用定員の基礎となるものです。

本計画で定める学校教育・保育の必要人数の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期は、下記のとおりです。町は計画を達成できるよう、必要な措置を講じていきます。

▼事業の概要及び現状

早来・追分両地区の認定こども園は、町の関与を一定程度残すことができる公私連携幼保連携型認定こども園として、それぞれ平成28年度と平成29年度に民間法人への運営移管を実現しました。（第1期計画施策事項）

▽今後の方向性

昨今の保育入園児童の低年齢化に対応するため、令和3年度中の小規模保育所の創設を目指します。それでもなお見込みを上回る希望があった場合は、両運営法人と連携しながら利用調整や定員弾力化※等により、待機児童が発生しないよう努めるとともに、発生した場合にはその解消に努めます。

年度	認定区分	必要想定人数			確保の内容
		早来地区	追分地区	合計	教育・保育施設（認定こども園）
R2	1号認定	66人	10人	76人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	65人	40人	105人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	36人	13人	49人	55人 (はや子34人、おい子22人)
	3号認定 (0歳児)	0人	0人	0人	9人 (はや子6人、おい子3人)
R3	1号認定	65人	11人	76人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	62人	43人	105人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	42人	12人	54人	55人 (はや子34人、おい子22人)
	3号認定 (0歳児)	0人	3人	3人	9人 (はや子6人、おい子3人)
R4	1号認定	61人	10人	71人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	65人	39人	104人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	36人	14人	50人	68人 5人 (はや子34人、おい子22人、 小規模保育13人)
	3号認定 (0歳児)	0人	3人	3人	15人 9人 (はや子6人、おい子3人、 小規模保育6人)
R5	1号認定	57人	8人	65人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	65人	30人	95人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	34人	17人	51人	68人 5人 (はや子34人、おい子22人、 小規模保育13人)
	3号認定 (0歳児)	0人	3人	3人	15人 9人 (はや子6人、おい子3人、 小規模保育6名)
R6	1号認定	62人	6人	68人	85人 (はや子65人、おい子20人)
	2号認定	69人	23人	92人	105人 (はや子60人、おい子45人)
	3号認定 (1・2歳児)	33人	19人	52人	68人 5人 (はや子34人、おい子22人、 小規模保育13人)
	3号認定 (0歳児)	0人	3人	3人	15人 9人 (はや子6人、おい子3人、 小規模保育6人)

※1 1号認定(子ども)=保育を必要としない満3歳以上小学校就学前の子ども。

※2 2号認定(子ども)=保護者の就労等の事由により保育が必要な満3歳以上小学校就学前の子ども。

※3 3号認定(子ども)=保護者の就労等の事由により保育が必要な満3歳未満の子ども。

※4 必要人数は、各年度4月1日現在で推計

3. 地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数等、提供体制の確保の内容及びその実施時期

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

▼事業の概要及び現状

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です（安平町は未実施）。

▽今後の方向性

今回のニーズ調査で、28.8%の方が「設置してほしい」と回答していることを踏まえ、実施に向け認定こども園運営法人や町内の医療機関等との協議や近隣自治体との協議による広域的な事業実施も視野に調査・検討を進めます。

年度	安平町		
	必要想定人数	確保の内容	
		病児保育事業	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)
R2	〇人日	〇人日	〇人日
R3	〇人日	〇人日	〇人日
R4	〇人日	〇人日	〇人日
R5	〇人日	〇人日	〇人日
R6	〇人日	〇人日	〇人日

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保等の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに成長されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもにとっての最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 認定こども園の普及・発展に係る基本的考え方

認定こども園の普及にあたっては、認定こども園が、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、全ての子どもたちに質の高い教育・保育を提供するという観点からも、その普及に努めます。

また、第 1 期計画に基づき、全ての子どもたちに特色ある質の高い就学前教育・保育の提供を行うという観点から、民間法人の持つノウハウや人材を活用するために認定こども園の民営化を推進し、町は運営法人との公私連携により運営する認定こども園の設置・設備面・運営面などを支援してきました。第 2 期計画においても引続き公私連携による運営法人との協力体制の下、子どもの育ちに関する理念を共有しながら、更なる発展を積極的に支援します。

(2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性

安平町は、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども子育て支援事業を実施する中で、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

具体的には、国及び北海道等と連携し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援します。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(3)地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

安平町は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行います。この場合において、安平町と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくことが重要です。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を図ってまいります。

(4)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のためには、幼児期の教育を担う施設と小学校が連携していくことが重要です。そのためには、各施設同士における連携に加え、設置者の異なる施設が連携しやすいように今後も引続き学校行事等の積極的な参加や幼児、児童、生徒間及び教師間の相互交流を深めてまいります。

(5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を考慮しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上、関係施設の手続きの簡素化に努めながら、公正かつ適正な給付を行います。

5. 安平町ならではの「遊び」を中心とした「子どもにやさしいまちづくり」の推進に関する体制の確保の内容

(1)遊びの普及・発展に係る基本的な考え方

安平町ではこれまで、遊びを中心とした学びの機会・場所・遊び方そのものの提供により、子ども同士の関わり合いや保護者、地域の方々との関わり合いの中から子ども自らの力で成長していく過程を支援してきました。子ども自らの育ちを大人たちが支援できる仕組みを引続き研究し、提供していきます。

(2)子どもにやさしいまちづくりの理念の普及に係る基本的な考え方

(1)に掲げる遊びに対する基本的な考え方を基礎として、子どもの人権擁護と社会参画の促進を図ります。具体的には、遊びを通して子どもたちの「遊びたい」という声を聴き、その意見を大人たちが「実現したい」という気持ちを支援し実現させていくことで、子どものもつ権利行使による社会とのつながりを強めていきます。このプロセスの循環、つまり子どもと大人の「〇〇したい」という気持ちの連鎖が子どもにやさしいまちづくりそのものであり、ひいてはみんなにやさしいまちへとつながっていくと考えます。

子どもにやさしいまちづくりは、あらゆる連携が不可欠です。住民の皆様と町との連携、関係機関間の連携、町組織内における部署間の連携などさまざまあります。共通理念を構築しなければあらゆる連携は困難であるため、その理念の普及と体制整備を進めます。